

## 市立函館病院開放型病床運営委員会要綱

### (設置)

第1条 市立函館病院における開放型病床の効率的かつ円滑な運用を図るために、市立函館病院開放型病床運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 開放型病床についての方針や運営方法に関すること。
- (2) 登録医の抹消等に関すること。
- (3) その他開放型病床の運営に必要な事項の審議。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で構成するものとする。

- (1) 委員会は、医師、看護部、医事課、地域連携課、庶務課の職員で組織し、委員長は、開放型病床責任者とする。
- (2) 委員会の委員長は、病院長が指名し、委員は、各部門から委員長が指名するものとする。
- (3) 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名するものとする。
- (4) 副委員長は、委員長の指名により会務の総括を代行することができる。
- (5) 委員長は、必要があると認めるときは、第1項に定める委員以外の職員を臨時に委員会の委員として出席させることができる。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- (1) 委員会は、年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時委員会を開催することができる。
- (2) 会議の議長は委員長が行う。ただし、委員長の指名により副委員長が代行することができる。

### (事務局)

第5条 委員会の庶務は、地域連携課において行う。

### (補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。